

出席委員

葛西恭子 AMLS 協議会 会長
高橋真理子 八戸スローフード協会 副会長
佐々木幹夫 八戸工業大学大学院工学研究科 教授 (委員長)
高村雅憲 (財)青森地域社会研究所 研究部長
田中裕 青森県指導林家
水戸光宣 土淵川の自然豊かな水辺を考える会

司会： それではただ今より、「第3回青森の水健全化委員会」を開会させていただきます。本日、委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます県土整備部河川砂防課の古川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは開会にあたりまして、当委員会委員長の佐々木幹夫様よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

委員長： それでは簡単に挨拶をしたいと思ひます。今日で「青森の水健全化委員会」3回目になります。この委員会の目的は、この青森県において、いろんな水とのかかわりを、我々個人、家族、地域、県が持っています。この、水とかかわっている地域において、問題点は何なのか、課題は何なのか、それを明らかにすること、これがこの委員会の最初の目的になるかと思ひます。そして、その問題の解決の方向性はどこにあるのか、それを示してやること、その解決によって、この地域の暮らしがどのようによくなるのか、ということをはっきりして、それをビジョンという形で示してやる、ということでございます。今まで2回この委員会を開いて審議してきました。これまでは、青森県の水循環において、問題はどこにあるのか、課題は何なのか、ということをはっきりして、そしてその解決の方向性を示して、その解決によってどのように地域の暮らしがよくなるのか、それをこの委員会で審議してきました。そういうビジョンに取り組むことによって、よりよい地域をつくっていくには、では県民が、個人が、あるいは団体としてどのような取り組みが必要なのか、その必要性について考えてきたわけです。おかげさまで、1回、2回だいたい委員の皆様から意見をいただきました。今日は、今まで皆さんから出た意見を基にして「青森の水健全化プログラム(案)」という形で事務局からまとめたものが説明されます。おそらく今日の3回目で実質的な審議は終了できていると思ひます。ぜひそうしたいと思ひますので、そういう点、協力よろしくお願ひします。以上で挨拶を終わります。

司会： どうもありがとうございました。それでは次に、本日ご出席の委員のご紹介をさせていただきます。なお、本日は東委員、石田委員、清野委員が所用によりご欠席となっております。＜出席委員の紹介＞以上、本日は6名の委員が出席されており、過半数を超えていることから、規約第5条により委員会は成立しております。それでは、議事に入り

たいと思います。規約に基づき、佐々木委員長に議長をお願いいたします。

委員長：それでは議事に入ります。最初に議題の1番目の第2回委員会での意見・指摘と対応について事務局から説明をお願いします。

事務局：＜説明＞

委員長：はい、ありがとうございました。2回目の委員会での意見・指摘と対応ということで説明していただきました。説明の中ではA3の対応表と、最終的にこの委員会が審議して「いいでしょう」ということで認める「青森の水健全化プログラム(案)」を説明していただきました。まず質問何かありましたら、よろしくをお願いします。＜質問無し＞それでは、一気に全部というわけにもいかないの分けて皆さんからご意見いただきたいと思えます。ビジョンのところ、32ページまでビジョンですけども、ここまででご意見ございましたらよろしくをお願いします。

田中委員：各流域ごとの過去からの変遷とかいろいろあるんですけども、この中で最後の方で、八戸近辺の馬淵川流域なんですけども、配慮すべき事項の中で「上流域との連携」というのが出ているんですけども、「問題点の把握」の部分とそれから「流域ごとの特徴的な課題」の中に、馬淵川自体、流域のほぼ3分の2は岩手県側、3分の1は下流域の青森県側ですので、「問題点の把握」と「流域ごとの特徴的な課題」の中にあり、前後には書いてあるんですけども、岩手県との連携が必要だということをもう少し強く打ち出すように表記していただければなというふうに思っています。

委員長：具体的にページ言っていただけですか。

田中委員：24ページ、それから26ページ。

委員長：24ページの下馬淵川流域ですね。

田中委員：そうです。「水量」「水質」「人のかかわり」という3点から書いてあるんですけども、それプラス26ページのところに「流域ごとの特徴的な課題」「上下流が連携して汚濁負荷の削減に取り組む必要があると言えます。」という表記はあるんですけども、その後の後半のほうの、56ページの「ブロックごとの特に配慮すべき事項」というのには「上流域岩手県との連携が必要です」と書いてあるんですけど、ちょうど真ん中、中盤のところ、県を越えて取り組む必要があるというふうな表記がここだけ抜けてるものですか、やはり全部、県境を越えて岩手県と連携していかなきゃならないという部分がありますので。そのためにも、ここまでは必要ないかなとは思いますが、24ページあたりの「水量」「水質」「人のかかわり」とともに、情報があれば、サラッとでも良いですね。

ども岩手のほうから情報を得ていただいて上流域ではこうなっていますよというふうな形のものを盛り込めればいいかなというふうに思います。

委員長：そうすると24ページのところのほうに26ページで言っているようなことを入れるという…。

田中委員：そうですね。そんなに細かくは必要ないとは思いますが、「水量」「水質」ともに岩手県のほうから情報を得ていただいてサラッとでも結構ですから上流域はこういうふうに、岩手県側はこういうふうになっていますよ、という表記があった方が。

委員長：水質かな。水量はダムがないからあまり問題がないでしょうけど、そうすると水質のほうだよな。あと「人のかかわり」でも入れるか。

田中委員：そうですね。多分岩手県側のほうは、下水道等では整備されていない部分が多かったり、畜産業が盛んな部分がありますから、そういう部分で水質がどうなっているのかというのは、下流域では、極端な話を申し上げると、いつだったかドラム缶に入ったダイオキシンだか何だかが流れてきて、洪水でですね、えらい騒ぎになったことがありますので、そこら辺を表記していただければなというふうに思います。

委員長：ここの24ページのところは「問題点の把握」という項目ですね。

田中委員：そうですね、はい。

委員長：その中に、ここは統一して各流域同じ項目で「水量」「水質」「人のかかわり」流域によっては「生物」がありますね。こういうところを強調して扱って問題点を抽出したいということですね。26ページのほうは「流域ごとの特徴的な課題」…。

田中委員：この中に、流域が連携して、プラス県境を越えた岩手と、という文言が入ればいいかな、と。

委員長：じゃあ「水質」と「人のかかわり」のところに入れてみますか。どうだろう、入れた場合…。

水戸委員：24ページは地図の馬淵川の線の一番下のところに問題点として上流域岩手県との連携とひとつ入れておけばここはこれで済むと思う。

委員長：すると同じ文章を2つ「水質」と「人のかかわり」のところに入れなくて良いからね。

田中委員：そうですね、色を変えて入れれば。

委員長：じゃあそういうことにしましょう。はい、ありがとうございました。他にございませんか。だいぶ見やすくなったよね、前よりは。まだこの辺りは工夫したら、というところはありますか。

高橋委員：文章が気になっていまして、2ページの「トップクラスの水環境」というのは何だろうなと思うんですよね。「青森の現状」というところの下の方ですね。「プログラムについて」の上の方の5行目。

委員長：下から数えると14行目ですね。項目入れて。14行目の真ん中のところ「わが国でもトップクラスの水環境を手に入れることが可能になると考えられます。」この意味がどうも何を言いたいのか分からないということですね。

高橋委員：というか言葉の使い方ですね。元々良好な水環境なのに、これって工業製品がレベルを上げていくっていう状態のトップクラスっていう使い方…。

委員長：そうだなあ。あまり良い表現じゃないね。どうやって変えようかな。ここの文意は何だろう。そうだね。ありがとうございます。そうですね。変えますね。

委員長：青森県全体、平均すればどうかなあ…。でも白神なんかすごいきれいだよ、水。いいところはあるんだけどね…。ちょっとこれ、事務局のほうに考えてもらいます。ここの表現。何か、良いからこういうふうにやったらというのがあったら…。

高橋委員：たとえばすごく単純に「わが国でも有数の」。「トップクラス」っていう表現じゃなくても…。

事務局：我々、県のプランか何かに「トップクラス」という表現があったので、インプットされていた。

高橋委員：競争する原理というのがそこに働いているので、水の環境を保全していくのに競争するという意識があっていいのかなというのが気になる。

委員長：なるほどな。これ「全国一の」にしたらどうなの、簡単に。「全国一の水環境を手に入れることが可能になると考えられます」。言い過ぎか。要はそういうことだよな。とにかく手を取り合って進めると。それによって、日本でも1番目に近い、あるいは1番目になるかもしれないけども、そういう水環境を持つ青森県にすることができます、というような文章にすればいいわけですよ。

高村委員：「トップクラス」は、良いと思いますけども、「水環境」の前に言葉をひとつ置けば良いんじゃないですか、「わが国でもトップクラスの良好な水環境」とかですね。

委員長：「トップクラス」はいいですか、使うことは。

高橋委員：それでいくとやわらかくなるような。

委員長：そうですね。じゃあ「わが国でもトップクラスの良好な水環境を」にします。ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

高村委員：45ページの役割分担というマトリクス表ありますよね。それと47ページの行政の取り組み以下の部分というのは、45ページの表の具体的な行動基準みたいな感じで見ればよろしいですか。

事務局：もっと具体的に表したものです。

高村委員：そうすると、今気が付いたことがありますて、例えば「森林の保全・利用」という欄に、各項目共通で「県産材の利用・PR」という項目が全て載っているわけですね。それが47ページ以降になると具体的に出てくるのは行政だけのような気がするんですけども。あるいは表現の問題で「森林の有効活用」云々という表現がありますから、それに包含されるんだということであれば、それはそれで可とすべしという感じがいたしますけども。

委員長：45ページと46ページに書いているところのどの項目？

高村委員：45ページは「豊かな水づくり」の中に「森林の保全・利用」という項目がございます。で、中項目で行政、事業者、団体、個人の中に、「県産材の利用・PR」ないしは「県産材の利用」という1項目が共通してあるわけですね。47ページにはそれと同じような表現で「県産材を公共事業に活用する」という表現が対応してあるわけですね。47ページの上から11番目くらいですか。その次に今度は事業者の段階ではそれが見えないような感じがして、団体では「地場産の木材を利用したまちづくり」という具体的な表現が出てくるわけですね。その次に今度は個人の段階になると、またその辺が見えないのかなという感じがある。ですから、ちょっと善意に考えまして、例えば森林ボランティアなり、あるいは森林保全活動に参加するという意味に包含されるということであれば、それはそれで理解いたしますけども。

委員長：ここの45、46の表と47から51ページにかけての行政、事業者、それから個人の項目

が対応しているかどうかということですよ。

田中委員：それも含めて今高村さんからお話しもありましたけども、高村さんがおっしゃったことと関連して、36 ページですね、前回欠席したものですから、お話だけ、「森林の保全・利用」ということで書いていただいたんですけども、我々林業者の立場から言うと、一般の消費者の人っていうのは、木を伐るのが罪だというふうな、使うと罪だというふうな考え方を持っておられる方もいるわけですね。ですからここら辺は、森林をきちんと管理して整備したり使うことが健全な森づくりになっていくんだというふうな表現的なものが必要だと思いますし、また、取り組み内容でも、「森林の適正な管理や整備」「森林環境教育の普及啓発」と、それからポコッと「県産材の利用・PR」「レクリエーションの場としての活用」というふうに出てきて、ちょっと表現的には浮いているような形がちょっとしますので、そちらのほうは、今日は林政課のほうからもお見えになっていますので、そちらのほうと内容の表現はお任せしますので、そうすると今高村さんをご指摘いただいたことにもつながってきて、中身のほうは事務局にお任せしますので、そこら辺はうまい表現をしていただきたいなというふうに思っています。そうしますと、利用を含めて、あと、今高村さんがおっしゃった表記のほうも整理されて表現が出てくるのではないかな、というふうに思います。

委員長：36 ページのところですね。森林を管理するというのも必要だということですね。

田中委員：表現的なものとして「豊かな水の源となる森林の適正な管理や整備が必要となります」という表現の方法なんですけれども、ごく一般の方々には「森林の管理や整備」というと、伐ったり利用しちゃいけないとか、山の木を伐っちゃいけないというような考えを持たれる方に変にとられるというんですか、木を利用することは自然環境を壊すことだというふうに勘違いされる可能性があるという部分がありますので、そこら辺は、林政課のほうも今日もお見えになっていますので、中身のほうは事務局にお任せしますので、取り組み内容としても、「森林の適正な管理や整備」「森林環境教育の普及啓発」という部分と、その後に出てくる、急にここで「県産材の利用・PR」「レクリエーションの場としての活用」というふうに来て、ちょっと表現的に浮いている部分があるような感じがしますので、それは事務局にお任せしますので。これが高村さんがさっきおっしゃった最後の行政とか団体とか個人とかの取り組みというのが整理されてこの表に表記されてくるんじゃないかというふうに思いますので。

高村委員：要はですね、36 ページ「県産材の利用・PR」「レクリエーション」というこの2項目だけが具体的なんですよ、全体の中で。だから今、田中委員がおっしゃったように、この2項目だけが具体的すぎるからこの2項目だけが突出しているわけですね、このページの中で。ですから、例えば上の「森林の適正な管理や整備」といった、ここはある意味でスローガンのようなものですから、そういった表現を変えてはいかがか、ということ

よろしいですね。

田中委員：そうですね。今高村さんもおっしゃっていただいたんですけども、「県産材の利用・PR」「レクリエーションの場としての活用」というのが具体的すぎて、何のために利用するのかという部分で、上のほうを見ても一般の方は分からないと思うんですよ。「適正な管理や整備が必要」というもののあとにポコッと「県産材の利用」というふうになるものですから、その表現の内容は林政課の樋口リーダーがお見えですから多分ニュアンスとしてはお分かりいただけたと思います。そこら辺はご相談いただいて、これがすっきりすると、結局、行政と団体と個人がやることというのが、今高村さんがご指摘になったように、個人での部分で出てこなかったり、という部分がなくなってくると思いますので、そちらのほうは林政課のほうと相談していただいて、事務局にお任せしますので、表記していただければいいと思います。

委員長：今の、分かりました。じゃあ事務局と、今の発言を基にして少し検討してもらって、ここを少し変えた方が良ければ表現を変える。というふうにして私と事務局でここは対応するというにしたいと思います。

事務局：先ほどの「トップクラスの良好な水環境」の件なんですけど、よろしいでしょうか。2ページ目で先ほどの案では「わが国でもトップクラスの良好な水環境」というご提案だったんですけど、その2行下に「優れた水環境」という表現がございますので、「良好な水環境」でなくて「優れた水環境」という表現でもよろしいでしょうか。

委員長：2回続けてもいいでしょう。「良好」でなく「優れた」にします。はい、ありがとうございます。

保健衛生課：5ページを見ますと、流域別課題ということで岩木川、西海岸流域、それから陸奥湾流域となっていますよね。それが説明になると9ページに陸奥湾流域が最初になっているんですよ。ですから、9ページの陸奥湾流域が一番になっていますので、5ページもこの順序に変えるのであれば、陸奥湾流域を一番にして、右の岩木川、西海岸というふうにして、それから次の7ページも下北、高瀬川、馬淵川になっていますので、このページで説明をしたほうがよろしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：この4ページ目で番号をふってございます。陸奥湾流域、岩木川流域、西海岸、4、5、6、この順番で書いてございます。ただ、5ページ目6ページ目とか並列にした時の位置関係で、どうしてもこういう場所に配置せざるを得ないという状況がございまして、一般的には陸奥湾流域から始まるこの形がすっきりしているこの原案通りでどうでしょうか、とっていました。配置を変えるわけではなくて、このままでどうかな、と思っているんですけど。違和感ありますでしょうか、今の原案だと。

水戸委員：地図上のレイアウト上の問題なので、ここはあんまりこだわらなくてもいいような気がする。

委員長：5ページ以降はこのままでいくとして、これに対応するような形で4ページで何か都合悪いところを変えるか、ということにしますか。ということだよ、さっきの意見は。この4ページの数字のところと合っていないということですよね。

高村委員：地図だけが合っていない。でもこれはやむを得ないんじゃないの。

水戸委員：これはやむを得ないよ、形がこうなっているんだから。

事務局：このままでよろしいと理解してよろしいですか。

委員長：このままでいって、4ページのところがもしどうしても5ページから8ページにかけての順番とかそういうので合っていないと受け取られるようなところがあったら少し修正して、ということにします。はい、ありがとうございました。それでは他にございませんでしょうか。よろしいですか。

委員長：ではさっきの、取り組みまで行っちゃったんだけど、ここのところの考え方をまずきちっと皆さんで提案してそれから、45、46のところね、それから47、48、49のところ。45、46と47以降の関係は、すみません、もう1回説明してもらえますか。45、46では取り組みの項目がありますよね。「いい水づくり」と「いい人づくり」ということで。この大項目に対応して中項目があって、で、中項目のさらに右側には今度は、行政、事業者、団体、個人というような枠があって、それぞれ取り組み内容が書かれているわけです。で、この45、46の表と47ページに行った時、今度は行政のところをさらに抜き出したような形で具体的な取り組みが書かれている。で、今度は「いい水づくり」「いい人づくり」という項目が右側の項目になっている。ここが、例えば47ページと45ページの関係でいくと、どのような関係になっているんですって。

事務局：45ページの表なんですけど、一番上に節水という項目がございます。「適正な水の利用」ということで。ただ、同じ節水に取り組むにしても、行政と事業者と団体と個人ではやるのが違うでしょう、ということを表現したかったのがこの表を作っていました。行政とか団体は啓発する側で、事業者とか個人は実際に節水する側ですよ、というものを言いたかった表なんです。で、この表にある全てについて、各主体の具体的な取り組みとして記載しているわけではないんです。ページ数の制約とかがありまして。なるべくこの1ページに収めたいなと思ってですね。なので、高村委員から指摘のあった、個人の取り組みで「県産材の利用」、(県産材を)使うよとかそういうのはないのは、その全

てを挙げられなかったからなんですけれど。

委員長：入れた方が良くということかな。入れた方が良いですか、高村さんどうでしょう。

高村委員：具体的な（取り組み）ですから、入れたり、入れないというのが一番駄目なんですよね。ですから例えばひとつの項目で、森林の保全と利用という項目で統一されればそれはそれで分かるんだと思うんですよ。あるセクションによっては具体的に出て、あるセクションでは出てこなかったなんていうことになる、見る人は、これはこの人がやるんだろということになりかねないような気がするんですよ。ですからその辺は徹底の問題だと思うんですけど。

委員長：ここの45、46に載せたら全部載せた方が良くという考え方にしますか。今日ある程度決めちゃいます。判断します。ここ全部やったらかなりここ、ずっと長くなる。

事務局：そうなんです。54ページの取り組みのところに例えば「県産材の活用」とかそういうのを全部入れ込むとなると、ちょっと多いなと思って、特色のある取り組みをメインにして記載しておるんです。

委員長：そうですか。じゃあ、47ページ以降の表現を、行政、事業者、団体、個人の具体的な取り組みの中の表現を少し変えて全部含まれるようにしておきますか。あるところは少し抽象的な表現も加えて。

事務局：先ほど高村委員からアドバイスいただいた環境保全活動のところに、利用とかいう文言を入れ込むというような形でいいですか。

委員長：ということにします。もう1回言いますね。45、46のところの表に書かれている項目が全部対応しているというような形に、47ページ以降53ページの個人の具体的な取り組み内容の項目の表現を少し付け加えて、大まかな言い方をして対応できるようにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

田中委員：54ページにあります個人の取り組みの中で、今、攻めの農林水産業ということで農林政策のほうではやっていますけど、スローフードとか、今日お見えになっていますし、地産地消運動というものがあります。54ページの「10 社会の場」のなかで「環境に配慮した地元の産品を選ぶ」という項目がありますけれども、環境に配慮したものを選ぶ、のはもとよりですけども、地元のものをお互い地元で消費する地産地消運動を展開していくと、農林水産業が多少元気を取り戻すでしょうし、そのことが水環境の復活につながると思うんですよ。ですから、例えば46ページの下から4つですか、「いい人づくり」の中の「地元ブランドの創出」という部分の横の主体別の取り組みの中での個人の

「地元ブランドの消費」とありますけれども、そういう部分は地産地消を推進するというふうな部分であったり、このイラストの部分も「社会の場」でのこの4つの項目があってその一番下のところに「環境に配慮した地元の産品を選ぶ」という、よく見なければ分からないんですけども、地元の産品を選ぶ地産地消という部分というのはやはりこれひとつで大きな取り組みになると思うので、これはイラストも別にしていただいて、その分03と07生活の場洗面所編、洗濯編というのを合体させてもらって、ひとつ空けてここに、地産地消を進めることによって水環境を保全するというふうなテーマを持ってきていただいた方がいいのかな、という気はします。場所的にあんまり盛り込んでも書く場所が無くなると03の洗面所編と洗濯編というのはイラストとしては一緒に出来るのかな、と。そうすると1個空くので、そこに地産地消ということで、地元の農林水産物を消費しようという部分を大きく入れるとそれが水環境の健全化につながるのでは、というふうに思います。

委員長：イラストのイメージ湧きますか？どんな感じ。

田中委員：魚と野菜と、いっぱいあって食べる、という…。

高橋委員：食べ物を食べる部分と、庭にいろんなものを植えている、とか…。畑も…。

委員長：山があって…。

田中委員：とにかくイラストのイメージというのは地産地消運動の推進でも良いですし、それは事務局にお任せしますから、地産地消運動というのが地元の青森県の産品を地元の人が消費することが、農林水産業が活発になって水資源の健全化につながるというふうな考え方を私なんか、多分葛西さんも私と似たような考え方をお持ちだと思うんですけども。

委員長：地元のものを使いましょうということですね。そうしましょうか。

事務局：地産地消でイメージするのは、食品関係がひとつと、県産材というのがひとつ、そういうのを盛り込む形でよろしいですか。

田中委員：ええ。農林水産物ですね。

事務局：食べ物のほうと木材のほうと2つ入るような感じになるかもしれないんですが。

事務局：農地とか林地が適正に利用されてそれが水健全化につながる、ということでもよろしいですか。食べるという考え方はなかなか難しいかもしれない。

田中委員：極端な話、一般の方々に見えるところでは、その先までは、というよりは結局食べてもらうこととか利用してもらうことのほうが先決なので。

事務局：今、イラスト屋さんと話したんですが、いっぱい書くと、木材と食料品を一緒に書くと薄れちゃうので、書くんであれば食料品とかで地産地消というので起こしたい。

田中委員：とにかく地産地消という部分はまずもう少し目立つように項目として、私は入った方が良いなど。いっぱいの中のひとつじゃなくて、ですね。ひとつ独立してあったほうが良いんじゃないかな。そこら辺を、そんなにいろいろ盛り込まなくてもいいですけども、パクパク食べていたり地元のを食べているというのが……。

委員長：はい、わかりました。2番と3番は一緒にして、ひとつ空いたところを今の地産地消のイラストを入れる、と。で、「地元ブランドの創出」というところは、何か地産地消を入れるということですね。45、46のところの表のどこかに入れるということですよ、地産地消も。いいですか、ここの表現。「地元ブランドの消費」ってあるから。言い切っただけです。

田中委員：細かく区切って言うと地産地消と地元ブランドが環境に配慮していないというのもあるでしょうけど、とりあえず一般の方々にアピールするには「地元ブランドの消費」というよりも「地産地消」と言った方が、分かりが良いんじゃないか。

高村委員：地産地消という話が主になると、本来の趣旨である環境という言葉が消えるんですよ。本来的には環境を考慮した地元産物を使おうという話ですから。どっちかに偏っちゃうと今度水そのものというのが消えるような可能性が出てくるんじゃないんですかね。入れることについては全然反対ではないんですけども。ですから、入れるのであれば地産地消というものをあまり強調しないで、むしろ環境に配慮した、ってここに書いてあるんですから、この環境の部分を強調しないと、ちょっと本末狂うのかなって感じがします。

水戸委員：「環境にやさしい農林水産業」の個人の取り組みのところに「地産地消」って入ってくると割と収まり良いかなと思いますけど。46 ページの一番右側、「きれいな水づくり」の下から2段目「環境にやさしい農林水産業」の下段に入れば。上が「農薬や化学肥料を減じた農産物の消費」。それでさらに下に。

委員長：整合取れるようにここの項目の表現を工夫してみます。

事務局：53 ページのほうは「環境に配慮した地元の産品を選ぶ」とかでよろしいんですか。

水戸委員：「農産品を消費する」とかにしたら。「選ぶ」じゃなくて。

事務局：「選ぶ」じゃなくて「消費する」。

委員長：この黒丸がどこか増える可能性があるね。もっといっぱい入りそうだけでもね。じゃあ今の点、地産地消という言葉も入れるということにして、46ページのところには具体的に、委員の皆さんから指摘があったのでそういうふうにします。あと、47から53の表については対応するように工夫する、ということにします。他にございませんでしょうか。何かありませんか。よろしいでしょうか。じゃあ、今もう後半のほうに入ってしまったんですけども、最後のプラットフォームを除いた全般についてご意見をお願いします。休憩とらなくて良いですか。10分休憩します。

<休憩>

委員長：それでは、審議を再開します。まだ議題は1番の議題「青森の水健全化プログラム（案）」についての審議ですけれども、2番目のプラットフォームについての説明が20分かかるそうなんですよ。だから先にそちらのほうやってもらって、また1番の審議を再開したいと思います。じゃあよろしくをお願いします。

事務局：最初の名称で「ピュアドロッププロジェクト」から「素滴青森」という提案をしていますが、中身についてはまだ「ピュアドロッププロジェクト」のままですので、その辺は御了承下さい。

事務局：<説明>

委員長：ありがとうございました。時間が押しているので今後の予定についても説明してもらえますか。

事務局：今後の予定についてご説明します。今回の委員会の意見を反映しまして、パブリックコメントを活用した県民の意見募集を来週の中から三月の中まで約1ヶ月間実施する予定です。このプログラムの中身を、県のホームページと県の合同庁舎の出先に据え置いて、県民の方々に閲覧していただいて、意見をいただき、その意見を基に、その意見の対応と修正を盛り込んで最終案を作って、それを、3月19日なんですけど、月曜日になります。委員長の予定とかを考慮しまして、3月19日に再度委員会で、4回目の委員会として開いてその場で説明して最終案をご了解いただきたいなと思ってございました。よろしくをお願いします。3月19日は時間的に11時頃からを予定しております。そういうスケジュールです。それと、最終案が出た後、年度末まで10日くらいで県の中の処理をしてプログラムにしたいと思っていました。以上でございます。

委員長：はい、ありがとうございました。それでは1番目の議題について審議を続けていきたいと思えます。他に全般的にこの「青森の水健全化プログラム(案)」についてご意見ございましたらよろしくお願ひします。プラットフォーム以外について。よろしいでしょうか。じゃあ2番目の情報プラットフォームについて、今説明していただきました。ご意見ございましたらよろしくお願ひします。今のは、このプログラムで言えば57ページの推進方策の中のひとつとして「情報プラットフォーム」、インターネットを使って水健全化の方策を実施するということです。よろしいでしょうか。

高橋委員：62ページ、「素滴青森」の中に年代が書いていましたので、これは省略していただけないでしょうか。

委員長：「20代から40代の主婦を対象とした…」、「主婦を対象とした…」でいいか。ていうことですね。いいんじゃないの。そういう意見ですよ。はい、わかりました。いいよねこれ。年代取ってもね。

事務局：はい、結構です。これはインターネットを見るような世代を表記した(だけです)。

保健衛生課：保健衛生課ですけども、このあいだ県の内部で話がありまして、湧水のマップの関係なんですけれども、こういう湧水のマップをインターネットで県の立場で紹介したいという企画があったもので、私自身が苦言を呈したというか、水質が担保されていませんものですから、その時点はおいしいかもしれないですけども、気候の変化等で下痢症状を起こした場合において、それが県の責任になってしまうんですよ。ですからちょっとこれはまずいんじゃないかなという意識があり、あまりこれは良いものではないなというふうな印象があります。

委員長：具体的にどこ。

保健衛生課：さっき画面で見た湧水の、むつの恐山のところなんです。

委員長：宇曽利湖を出すのが駄目ってことですか。

保健衛生課：湧水マップ自体を県が出すっていうことは、これを見てじゃあ飲みに行こうということで万が一それが下痢とか症状が出た場合に、青森県がこういうインターネットで紹介して水飲んで下痢なんかそういう症状が出た、と。県の責任じゃないかというふうに、可能性も無きにしも非ずなんです。中には名水マニアもおりまして、意外と電話等で県内の名水のことを教えて下さいという電話が来るんですよ。でもうちのほうは教えられないんです。そういうことは出来ないんです。

委員長：わかりました。この委員会ではこういうプラットフォームを作りたいということで、その内容についてはプログラム案で書いているのは実施します。あとこっち（パワーポイントで示した例）はいろいろ作業やっていく中で変わっていくと思いますので、今の点は考慮されていきます。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

高橋委員：県のほうでいろんなプロジェクトをいろいろ立ち上げてらっしゃると思うんですけど、こういう情報プラットフォームという構想は他のプロジェクトでは出てきてはいないんでしょうか。

高村委員：いろんな画面というか、こういったものは出来ていますよ。例えば販売戦略課もやっています。それぞれの課ないしはそれぞれのプロジェクトチームが、それぞれにホームページを持って情報を公開している。ですから、河川砂防課さんの場合はこれ以外にホームページを持っていらっしゃって、これがさらに付加的に追加されるということです。で、ひとつ質問なんですけども、これは県のホームページに掲載されるんですか、それとも河川砂防課さんのホームページを経由していくんですか。

委員長：今この案だと全然将来は関係なくなる可能性があります。で、こういうふうにして推進方策のひとつとしてインターネットを活用しました、という場合は、これで予算を知事さんが認めれば、べつに県庁の計算機使わなくても良い。そういうような方向性になります。お金がなければ県庁の計算機使うかもしれない。

高村委員：主婦というのはすごくわかるんですよ。多分ターゲットが主婦というのが一番大きい。ただ、ひとつ懸念されるのは主婦層でインターネットを見られている方っていうのは、果して期待するほどあるのかな、ということなんですけども。実際上の細かい数字はよく把握してないですけど、多分青森県というのは全国の中でもインターネットの利用率がかなり低い。なおかつパソコンの世帯普及率もかなり低いと思います。ですから将来的な展望を述べると確かにこれはすばらしいものだと思うんですけど、今現実的にプロジェクトを立ち上げるにあたって、こういったものでやると言った時に何かもうひとつ方策的なものを、要は、この情報プラットフォームを知らしめる何らかの手段が必要なのかなという感じがするんですが、この辺についていかがお考えになっているでしょうか。

事務局：インターネットはこれからどんどん広がるだろうという認識はひとつ持っています。インターネットとはべつに、来年度の取り組みとしては、普及啓発活動としてパンフレットの配付とか、小学校とか地域の方々を対象としたワークショップの開催とか、そういうものを通して行って、この水循環の、こういうホームページがあるよとか、あるいは水循環の問題とか、何をしたらいいだろうとか、そういうことの啓発事業については

進めていきたいと思います。

高橋委員：私の友人がやっている、県内の女性をターゲットにした県民アンケート調査というのがいろいろあるんですが、その中で結局やっぱりインターネットを使って回答して下さいという、そういう動きを取り入れているところもありますので、結構そういうのを活用したりすると大事だと思います。

委員長：これは使った方が良いでしょうね。こういうのはね。これからは。だから最初の試みかもしれないですけど。他の県のは知ってる？

水戸委員：地域のポータルサイト、つまり自分たちの地域をいっぱい宣伝するために、ひとつのみんなの共通した入口を持つという動きは、全国にあると思います。特に山形県なんかはいろんなそういうポータルサイトがあって、いろんな情報がいろんな形で入ってきていて、それもいろんな方たちが参加しているので、例えば食だったりすると、例えば県庁の他のホームページも全部リンクされていて、いろんなところに行っている情報を見れるとか、そういうことも出来ています。そういう中で青森県はまだ全然無いので、みんなバラバラに単独でホームページはありますが、それを繋ぐような入口みたいなものが無いので、ここはこういう考え方というのはすごく良くて、これから非常に重要になると思います。それから、NPOの活動とかをやっていると、情報のやりとりをするんですが、やはりメールの交換がかなり情報のやりとりとしては大きくて、メールをやりとりするということは結構やっぱりインターネットを皆さん活用されているということなので、僕はそんなに気にしたものでもないと思いますし、むしろこれからドンドン伸びてくるだろうと。その時にみんなこれに参加してくれれば、このホームページ、ポータルサイトがもっともっと充実していくんだろうな、というふうな気はします。

委員長：ということで、いいじゃないかということです。他にございませんでしょうか。

葛西委員：今事務局のほうで、「学校等」って言ったんですけども、非常にいいなあと。私も学校には石鹼作りやなんかでも行っているんですが、この、水と環境ということは、やっぱり石鹼作りやなんかも、そのまんまだと思うので、今のお母さんは若いので、そういう時にこのような授業があるということ、お母さん方と子どもと一緒に特にこれを見せた場合、子どもが興味を持つことは、親が必ず、うちにあれば開いてあげると思うんですよ。そしてそれに興味を持てば、これはすごく活用できるのかなと思って、今、ああいいことだなというのを私は感じました。私はやっぱり、子どもの興味がすごく家庭の話題になり、なおかつそれが環境問題には非常に良い結果をもたらすのかなと考えています。

第3回 青森の水健全化委員会

平成19年2月8日

委員長：はい、ありがとうございます。小学校の先生、中学校の先生は意外と入ってくる可能性がありますね。ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

高橋委員：この実現化というのは、いかがでしょうか。情報プラットフォームの。

事務局：今これを作り込んでいます。来春中、春から立ち上げたいと思っていました。

委員長：まず県庁の中の計算機使って？はい、わかりました。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それじゃあ私が今日の審議をまとめる前に、事務局のほうから、今までの審議について答えられるものは答えてもらいます。

事務局：1点、取り組みのほうで、45、46ページの中身の項目について、それ以降の、行政、事業者、団体、個人の取り組みにできるだけ網羅しましょうという、表現を変えてですね、そういう話がありました。できる限り網羅していきたいんですけど、あまり抽象的になると話が見えなくなるので、ある程度漏れとかはご容赦願いたいなと思いました。以上です。

委員長：ありがとうございました。それではこの「青森の水健全化プログラム(案)」についてこの委員会で審議してきました。いっぱい意見はいただきました。それで、特に最後の取り組みのところの表について、これから、事務局の説明があったように、もう1回、今日出た発言を基にして見直して、訂正したいと。これについては、すぐホームページで意見をもらうということですね。そういう方向に行きますので、私と事務局で検討して、判断して、まず出したいと思います。それでよろしいでしょうか。あとどんな意見が出るか分かりませんが、それを基にして、今までの委員会で出た意見をもう1回見ながら、この青森の水健全化プログラムについて、次回の委員会で、こういうふうになりましたというふうに出したいと思います。それでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。じゃあ、今日の審議で出た「青森の水健全化プログラム(案)」ですけども、これについては概ね賛成していただいたということにします。ありがとうございました。これで、今後の予定についても情報プラットフォームについても審議を終えました。予定した議題は以上です。これで審議は終わりたいと思います。よろしいでしょうか。その他は事務局のほうの進行にお返しします。

事務局：どうもありがとうございました。委員の皆様には、多数の貴重なご意見をいただきありがとうございます。それでは、閉会にあたり河川砂防課長の田村よりご挨拶を申し上げます。

河川砂防課長：長時間にわたりましてご検討いただきまして本当にありがとうございました。先ほど委員長がおっしゃったように、あと一週間くらいで、ただいまの皆さんの意見いた

第3回 青森の水健全化委員会

平成19年2月8日

だいたいのものを検討しまして、中旬頃にパブリックコメントに一ヶ月ほどかけたいと思っております。その意見をまた基にして、皆様からご意見をいただいて、最後の最終案のプログラムをまとめたいと思っております。引き続き、3月19日ございますので、今後ともひとつ、よろしく申し上げます。本日は、どうもありがとうございました。

事務局：これもちまして、第3回青森の水健全化委員会を終了いたします。出席者の皆様、長時間にわたるご討議、おつかれさまでした。